

総務担当者が知っておきたい 会社法の基礎

2006年に施行された会社法は機関設計や取締役会、株式の譲渡など、総務の業務に深くかかわるものですが、項目が多岐にわたり、また相互の関係性が複雑なため、実はよくわからない、という担当者の方も多いと思われます。今回は会社法について絶対に知っておきたい項目を整理し、さらに今回の改正において特に中小企業に関係のある項目について解説します。

●執筆／和田倉門法律事務所 弁護士 野村 彩

CHAPTER

1

「会社法」制定から2014年改正まで P.64

CHAPTER

2

会社法の概要 P.65

CHAPTER

3

2014年に何が変わったのか P.71

●「総務のマニュアル」本文に関するご意見・ご要望・お問い合わせは、編集部までご連絡ください。

e-mail : soumu@wis-works.jp

●バックナンバーの詳しい内容は、下記のホームページでご覧になれます。

<http://wis-works.jp>

「会社法」制定から 2014年改正まで

2005年に成立した会社法は、当時の社会情勢を受け、
極限まで規制緩和を推し進めたものでした。

2014年の改正では、その規制緩和に対する揺り戻しがあったと見られており、
一方で、その内容は当時の政権交代の影響を受けています。

「会社法」制定の経緯

二〇〇五年に会社法が成立する以前、会社に関する決まりは、「商法」や「有限会社法」、「株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律」など、各所に分散して定められていました。また商法は明治時代、有限会社法も一九三八年に制定されたもので、カタカナ文語体で書かれた難しいものでした。会社法ではこれらの点を改め、会社に関する法律を一本化し、記載も、ひらがな口語体の読みやすいものになりました。

しかし、会社法制定で変わったことは、形式面だけではありません。以前の商法では、その規定のために諸外国でできることが日本ではできない、といった場面が数多くありました。そこで国際競争力を高める目的もあり、できる限り規制緩和を進める方向で実質的な改正が行われたのです。

二〇一四年改正の経緯

会社法は、実は制定された時点で次の附帯決議（法律案が国会で可決される際に、意見や改善案などを表明しておくもの。拘束力はない）がされました（*1）。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

八 企業再編の自由化及び規制緩和に伴い、企業グループや親子会社など企業結合を利用した事業展開が広く利用される中で、それぞれの会社の株主その他の利害関係者の利益が損なわれることのないよう、情報開示制度の一層の充実を図るほか、親子会社関係に係る取締役等の責任のあり方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うこと。

これを受けて関係各所は、制定直後から、コーポレート・ガバナンスの強化などを求める提言を行ってきました。

そんな中、二〇〇九年八月の衆議院議員選挙で、政権が自民党から民主党へと移りました。民主党政権下では、会社法案の中に監査役の一部を労働者の代表から選ぶという項目を入れることが検討され、大きな議論を呼びましたが、最終的には当時の法務大臣により、次のような諮問がなされました（*2）。

千葉景子法務大臣の発言「会社法制について、会社が社会的、経済的に重要な役割を果たしているこ

とに照らして会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に対する規律等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」

二〇〇五年の附帯決議では、「利害関係者」の代表例として「株主」が掲げられたのに対し、諮問では「株主」の文言は削られて「会社を取り巻く幅広い利害関係者」とされました。一方で、「幅広い利害関係者」と記載しつつも「従業員」とは明示していません。これは、民主党政権に配慮しながらも「従業員の利益をはかることを会社法の目的とする」という議論にならないようにしたといわれています。

また、新たに「企業統治の在り方」という文言も明示されました。

これを受けて、多方面の関係者による法制審議会会社法制部会が設置され、約二年半をかけて会社法の改正内容について審議がなされました。途中、二〇一二年九月の自民党の政権復帰や大規模な企業不祥事などがあり、これも審議に影響を及ぼしました。

そして結局、二〇〇五年に極限まで規制緩和をした会社法の内容について、二〇一四年の改正では規制をかける方向への揺り戻しがなされたのです。

(*1) 2005年5月17日衆議院法務委員会による会社法制定時の附帯決議（2005年6月28日参議院法務委員会も同じ）

(*2) 2010年2月24日法制審議会第162回会議（諮問第91号）

会社法の概要

会社法は、株式会社に関するさまざまな規定が幅広く定められており、すべてを端的に網羅することはなかなか困難です。そこでここでは、2005年に整理された点を中心に、特に中小企業にとって重要な点をピックアップして説明します。

機関連計の柔軟化

■ 会社法の「機関」とは何か

二〇〇五年に成立した会社法の目玉の一つは、会社の機関を非常に柔軟に設計できるようになったということでした。

会社の「機関」には、まず「株主総会」があります。ここでいう株主とは、会社に出資をした者で、いわば会社の所有者です。ただし株主が複数いる場合、意思決定の際に誰の意思を尊重するかを決める必要があります。その意思決定を行う場が「株主総会」です。また、株主は会社の所有者であつても、会社の運営に秀でているとは限りません。経営については得意な人に任せるのが合理的であり、そこで経営を「取締役」に委任します。取締役が三人以上いる場合は、「取締役会」が設置される場合があります。この取締役会は、業務執行の意思決定をするだけでなく、各取締役の業務執行を監督する役目もあります。

このように、株主は「取締役」「取締役会」などの機関に経営を任せることができ、経営陣が勝手なことをして、会社の利益を毀損するようなことがないように、会社法はいくつかのチェック機関を用意しています。そ

れが、「監査役」「監査役会」「会計監査人」「会計参与」という制度です。

① 監査役

わが国でもっとも用いられているチェック機関です。一方で、アメリカをはじめとする諸外国の投資家にはわかりづらいという批判もあります。なお、監査役が三人以上いる場合は「監査役会」を置くことができます。

② 会計監査人

会計に特化した監査を行う者です。公認会計士または監査法人のみが、なることができません。

③ 会計参与

二〇〇五年の会社法制定で初めて設けられました。会計参与になることができるのは公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人のみで、取締役と共に同で計算書類を作成する職務を担います。

以上、「株主総会」「取締役」「取締役会」「監査役」「監査役会」「会計参与」などが会社の機関ということになります。「会計監査人」は、厳密には会社の「機関」ではないといわれますが、併せて覚えておきましょう。

■ 企業の特徴に合った機関連計が可能に

機関連計が可能に

会社法制定以前は、株式会社は必ず取締役会や監査役を設置しなければな

らず、これらの機関を置きたくない場合は有限会社などにするほかありませんでした。これに対し会社法では、「定款自治」の概念を取り入れ、株式会社でも旧有限会社と同様の機関連計ができるようになったり、また大会社でも一定のタイプの会社は取締役会や監査役会を設けない形が許されたりと、大幅な自由化がはかられました。

とはいっても以下のように、一定の決まりはあります。

- 株主総会と取締役は必ず設置する。
- 譲渡制限会社（株主が株式を譲渡するには取締役会の承認が必要となる会社）以外の会社は、取締役会を設置しなければならない。
- 取締役会を設置する場合は、これをチェックする機関を置く。具体的には監査役、監査役会、委員会、または一定の要件の下で会計参与である。
- 大会社には、会計監査人を設置しなければならない 等
- 家族経営から上場企業まで、それぞれの企業の特徴に合った機関連計を可能にすることが、会社法制定の目的でもありました。

■ どう機関連計するか

取締役の働き方や株式の流動性、会社の規模という視点から、機関連計の在り方を考えてみます。

コラム ① 中小企業の担当者が知っておくべきポイント ①

機関設計のパターン

本文中で述べた通り、会社法は、会社が公開会社か否か、あるいは大会社か否かで機関設計の自由度を変えています。そして、中小企業に多く見られる「公開会社でも大会社でもない会社」が、もっとも自由に機関を設計することができるのです。そのような会社が取ることができる機関設計は、次の通りです。なお、それぞれに任意で会計参与をプラスして置くことが可能です。

株主総会+

- 取締役のみ
- 取締役+監査役
- 取締役+監査役+会計監査人
- 取締役会+監査役
- 取締役会+会計参与
- 取締役会+監査役+会計監査人
- 取締役会+監査役会
- 取締役会+監査役会+会計監査人
- 委員会設置会社

株式の進化

会社法では、種類株式の利用拡大、

自己株式の取得の容易化、株券の廃止、社債発行の柔軟化等、さまざまな株式制度の拡充がなされました。ここでは、株式のうち「種類株式」にフォーカスします。

種類株式とは

そもそも「株式」には、いろいろな権利が付与されています。たとえば、基本的に株主は株主総会で会社が提案する議案に対して、「議決権」を行使できます。また、「配当」を受け取ることもできます。

種類株式では、これらの権利について、異なる種類の株式を作ることができます。たとえば、株主の中には会社の経営に興味がなく、配当を受け取ればよいという人もいます。半面、出資はしてほしいが経営に口を出してほしくない会社もあります。そういう場合、「配当」の権利はそのまま「議決権」だけを制限する株式「議決権制限株式」を用いれば、双方にとって利益となります。

このように、多様な株式を発行することで、より多くの株主を迎え入れることができます。またそれだけでなく、事業承継に有効に使うことも可能です。「コラム②」。

① 取締役会を置くかどうか

会社法上、取締役は一人以上であれば、何人でもかまいません。ただし「取締役会」を設置する場合は、取締役が三人以上必要です。

また、取締役会を設置するかどうか、株主の関与の程度が変わります。取締役会を設置する会社では、基本的な業務執行の方針を取締役会が決めます。これに対し、取締役会を置かない場合、株主総会がほとんど万能の機関となります。何でも株主が決めてしまうイメージです。

② 株式を自由に譲渡できるかどうか

連日株価が報じられている上場会社の株式は、会社から承認などを受ける

必要なく、自由に譲渡することができます。いってみれば、上場会社は株主をほとんど選べないのです。

他方、同じ株式会社でも、家族経営や小規模な会社など、そう簡単に株主が代わってしまつては困る会社もあるでしょう。そのような場合、株式に「譲渡制限」を付けることができます。譲渡制限が付けられた株式を誰かに譲渡する際には会社の承認が必要となります。会社の閉鎖性を保つことができるのです。

株式に譲渡制限が付いているか否かによって、機関設計の在り方も変わります。たとえば、すべての株式に譲渡制限が付いている会社は、取締役会を

設置する必要がなく、その場合には経営のチェック機関として監査役を置く必要はありません。

一方、そうでない公開会社は、必ず取締役会を設置することとされています。取締役会を設置する公開会社は、委員会設置会社でない限り、監査役を置く必要があります（委員会設置会社については後述）。株式が自由に譲渡される環境にある以上、株主を保護するために一定レベル以上の監視機能が必要という考えです。

③ 会社の規模

会社法上、資本金が五億円以上あるか、または負債額が二〇〇億円以上ある会社は「大会社」と呼ばれます。

会社の規模も、機関設計に影響を与えます。たとえば「大会社」は会計監査人を設置しなければなりません。規模の大きい会社の計算には、プロの目によるチェックが必要だということです。また大会社で、かつ公開会社であれば、委員会設置会社でない限り、監査役会も置く必要があります。

このほかにも、会社法は実にさまざまな機関設計を規定しています。具体例は「コラム①」を参照してください。

コラム 2 中小企業の担当者が知っておくべきポイント②

▶▶▶ 会社法を事業承継に生かす

会社法の制定で株式の制度が進化したことにより、これを事業承継に生かすことが可能になりました。

議決権制限株式は事業承継に有効な種類株式の一つですが、会社法制定以前は発行済み株式総数の2分の1までしか発行できないとされていたものが、限度のない発行が可能となりました。

また、「相続人等に対する売渡請求」という制度が創設されました。会社は定款で定めておくことにより、相続等で株式を取得した者から一方的に株式を買い取ることができるというものです。たとえば、株式に譲渡制限の付いた小規模な会社があったとします。オーナー社長が「ゆくゆくは長男にのみ経営を任せたい」と考えていた場合でも、社長が死亡すれば、社長が保有する株式は法定相続人たちに分散してしまうことになります。そこで会社に対して、長男以外の相続人に売渡請求を行い、金銭を支払って株式を取得する＝経営権を得ることが要請されるのです。

さらに本文中で述べた譲渡制限株式について、会社法制定以前は、一部の株式のみに譲渡制限を付けることはできず、すべての株式について譲渡制限をかけるか、すべて自由に譲渡できるかのいずれかでした。会社法により、「議決権が制限された株式の譲渡は自由だが、議決権のある株式だけは譲渡を制限する」などの設計が可能になりました。

また、自己株式の取得についても手続きの緩和が進められ、より一層機動的な取得が可能になりました。たとえば、事業承継者が手持ちの株式を会社に自己株として買い取ってもらい、相続税の納税資金とすることなどがスムーズにできます。

① 配当・残余財産についての種類株式

株主は会社から「配当」や、会社が解散したときには残った財産（＝残余財産）の分配を受ける権利があります。これらの金銭的な権利について、優先的に受け取ることができる、または逆に後回しになる株式などを発行できます。

② 議決権制限株式

一定の事項について、株主の議決権の行使を制限できます。

③ 譲渡制限株式

株式は、原則として自由に譲渡できます。しかし小規模な会社など、見ず知らずの人が株主になっては困る会社もあるでしょう。そういった場合は、

株式に「譲渡制限」を付けます。株主

が他者に株式を譲渡するには、取締役会の承認が必要であると定めておくのです。

④ 全部取得条項付種類株式

株主総会の特別決議さえあれば、その種類のすべての株式を会社が取得できるようなものです。

もともとは会社が債務超過に陥った場合の一〇〇%減資をスムーズにする趣旨で創設されたものですが、少数株主の締め出し（スクイズ・アウト）にも使われるようになり、二〇一四年の改正では、そのような実務に対応して制度の整備がされています。

⑤ 拒否権付種類株式

これは、特定の事項について、当該種類株式の株主の決議を必要とするというものです。たとえば、オーナー社長が引退をする際に、「株式は長男に譲って経営も任せたいが、古参の役員が不当に辞めさせられるようなことだけは避けたい」と考えているとします。そのような場合、普通株式の大半は長男に譲渡しておいて、自分は、持ち株割合自体は低い、役員の選解任について拒否権の付いた種類株式を保有しておけば、長男が勝手な役員人事をしたときに拒否権を発動できます。

これら以外にも、会社法上は取得請

求権付株式、取得条項付株式、種類株主総会により取締役・監査役を選任できる株式などが認められています。

■ 計算の透明化

会社の「計算」とは、会社のお金の流れをどのようにチェックするかという問題です。

会社の持つお金をめぐっては、株主、投資家、債権者、役員、従業員など、多くの利害関係人が登場します。一部の利害関係人だけが不当に利益を得たり、逆に不利益を被ったりすることのないよう、会社法はさまざまな工夫を凝らしてきました。

ここで、会社法制定前から存在した規定も含めて「計算」の内容を検討してみましよう。計算の中でも重要なのは、剰余金の配当と、計算書類、および決算の手続きです。

■ 剰余金の配当

株式会社が利益を上げたときには、その利益を株主に還元しますが、その還元方法の一つが配当です。会社法は、この剰余金の配当についてさまざまな手続きを定めています。

① 誰が決めるか？

配当をするときは、原則としてその都度、配当の額などについて株主総会

で決議をしなければなりません。ただし、取締役会設置会社であれば、定款に定めておくことで、年に一回だけ、取締役会の決議で配当をすることができ（中間配当）。

また、会計監査人がある会社で、監査役会または委員会（監査等委員会・指名委員会等）を設置しており、かつ取締役の任期が一年を超えない場合は、定款で定めることで、年に二回以上であっても、取締役会が配当の金額などを定めることが可能です。これだけしつかりとしたチェック機関がある場合は、配当について取締役会に任せようという趣旨です。

② いつ配当するか？

会社法制定以前は、配当は年に一度が原則であり、一定の場合に中間配当もできる、というだけでした。ですが、回数限定する合理性も乏しいとの指摘があり、会社法では、特に回数制限はありません。たとえば、米国などで行われる四半期配当といった方法も可能です。

③ いくら配当するか？

株主への利益還元といっても、無制限にできるわけではありません。配当を払い過ぎて資金繰りに窮しても困りますし、社内留保も必要です。そこで会社法は、配当できる金額の範囲を規制しています。これを「分配可能額」

といいます。

分配可能額は、基本的には、最終事業年度の末日の剰余金の額から、会社法が定める控除額を控除した金額となります。「剰余金」とは、その他資本剰余金とその他利益剰余金を指します。

■ 計算書類

会社法でいう「計算書類」とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表およびそれらの附属明細書を指します。これを作成することで、会社の情報を債権者や株主に公開し、情報を提供するという意味があります。

このうち「株主資本等変動計算書」は、会社法制定時に導入されました。内容は、一事業年度における貸借対照表の純資産の部の変動です。純資産の部の内容は、主に資本金、準備金、剰余金で、新株の発行や自己株式の取得などによりこれらの数字に変化があった場合、この株主資本等変動計算書に記載されます。

■ 決算の続き

計算書類について株主の承認等を受け、公告をする手続きが「決算」です。株式会社は、すべからず決算の続きが必要になります。

ひとくちに株式会社といっても、利

害関係者が多く、適切な計算書類の開示が強く求められる会社もあれば、それよりも費用負担能力を考慮して手続きを合理化すべき会社もあります。そこで会社法は、会社の機関設計によって手続きの内容を変えています。

① 作成の手続き

計算書類作成の手続きは、会計参与がいるかどうかで異なります。会計参与がない場合、代表取締役が計算書類を作成します。会計参与がいる場合、代表取締役は、会計参与と共同で計算書類を作成しなければなりません。

② 監査の手続き

会社に監査役がいる場合、計算書類は、監査役の監査を受けなければなりません。監査役は、計算書類について監査報告という書類を作成し、意見を記載します。

また会計監査人がある場合は、会計監査人の監査も受ける必要があります。会計監査人もまた、計算書類について会計監査報告を作成し、意見を記載します。ニュースなどで「無限定適正意見」などといわれることがありますが、これは、当該会社の財務状況が「すべての重要な点において適正に表示している」としている意見のことです。さらに取締役会設置会社の計算書類は、かかる監査を受けたあとに取締役

会の承認を得る必要があります。

③ 株主への提供

取締役会設置会社の場合は、定時株主総会の招集通知を送付するに当たり、取締役会の承認を受けた計算書類を添付しなければなりません。

④ 計算書類の備え置き

取締役会の設置・非設置にかかわらず、株式会社は計算書類等を本店・支店に備え置き、株主の閲覧に供しなければなりません。その時期は、取締役会設置会社であれば定時株主総会の二週間前から、非設置会社であれば一週間前の日からです。そしてこの日から、本店は五年間、支店は三年間備え置きます。

⑤ 承認

会計監査人が設置されていない会社は、計算書類を株主総会に提出の上、株主の承認を受ける必要があります。そして定時株主総会が終了したら、遅滞なく承認を得た計算書類の貸借対照表を公告しなければなりません。他方、会計監査人が設置されている会社では、要件を満たすことで株主総会の承認までは不要とされ、報告をすればよいということになっています。会計監査人の監査に一定の信用を置くためです。そして総会のあとは、原則として、遅滞なく貸借対照表、またはその要旨を公告します。

組織再編の利用促進

組織再編、あるいはM&Aは、二〇〇五年の会社法制定で促進され、二〇一四年の改正でも整備がされており、常に時勢に即した規定がされるように配慮されてきた分野です。ここでは、会社法上どのような定めがあるのか概観してみよう。

株式譲渡

まずいちばん単純な方法が、株式を売り買いすることです。株式を大きな割合で購入すれば、実質的に会社の支配者が代わることになり、これも立派なM&Aの手法の一つです。ですが大規模な会社の場合、一人ひとりの株主と買い取り交渉をすることは非現実的なため、公開買い付けという手法が用いられることがあります。公開買い付けが義務付けられることもあります。

合併

合併には、吸収合併と新設合併があります。吸収合併とは、たとえばB社が解散して、A社がB社の権利義務を包括的に引き継ぎます。あとにはA社だけが残ります。これに対して新設合併は、A社もB社も解散します。そして新しく設立されるC社が、A社とB社の権利義務を丸々承継します。

実務で使われているのはほとんどが吸収合併です。また、合併のように、会社に重大な影響を与える行為をするためには、株主総会の特別決議が必要です。普通決議と特別決議の違いは、「コラム③」をご参照ください。

会社分割

会社分割とは、会社が、その事業の権利義務の全部または一部を他の会社に承継させることです。会社分割にも、吸収分割と新設分割があります。

たとえば、A社のX事業部を既存のB社に承継させるのは吸収分割です。新しくC社を設立して、X事業部をC社に承継させるような場合は、新設分割となります。なお、これは「株式分割」とは違う概念です。株式分割とは、一株を複数に分割して発行済み株式総数を増やすことをいいます。

事業譲渡

会社の一部の事業を他社に移す事業譲渡も、M&Aの一種です。会社分割と似ていますが、会社分割は「包括承継」であるという点が異なります。

たとえばA社のX事業部で、D社から機械をレンタルする契約を締結しているとします。A社がX事業部の権利義務をB社に事業譲渡した場合、今後はB社がD社からレンタルをすること

コラム③ 中小企業の担当者が知っておくべきポイント③

株主総会の「普通決議」と「特別決議」

株主総会の決議には、「普通決議」と「特別決議」と「特別決議」があります。それぞれ、「定足数」と「必要賛成数」が異なります。

「定足数」とは、どれだけ的人数が出席すればよいかという問題です。定足数を満たさなければ、仮に出席した人全員が賛成しても、決議されたことにはなりません。そして、出席した人のうちの程度が賛成すればよいか、というのが「必要賛成数」の問題です。

株主総会で決めるべき事項は、原則として「普通決議」により行われます。「普通決議」の定足数は、議決権を行使し得る株主の議決権の過半数です。本文中にある通り、株式の中には議決権のないものもあるため「議決権のある株主」、さらに「株主の人数」ではなく「議決権の数」を基に考えます。

たとえば、Aさんが議決権のない株式を15株、議決権のある株式を20株持っており、Bさんが議決権のある株式を30株持っていて、それがその会社の株式のすべてだった場合、定足数は、 $50 / (20 + 30)$ の過半

数 = 26 以上、です。したがってBさんさえ出席すれば定足数は満たされますが、Aさんだけの出席だと満たされないということになります。

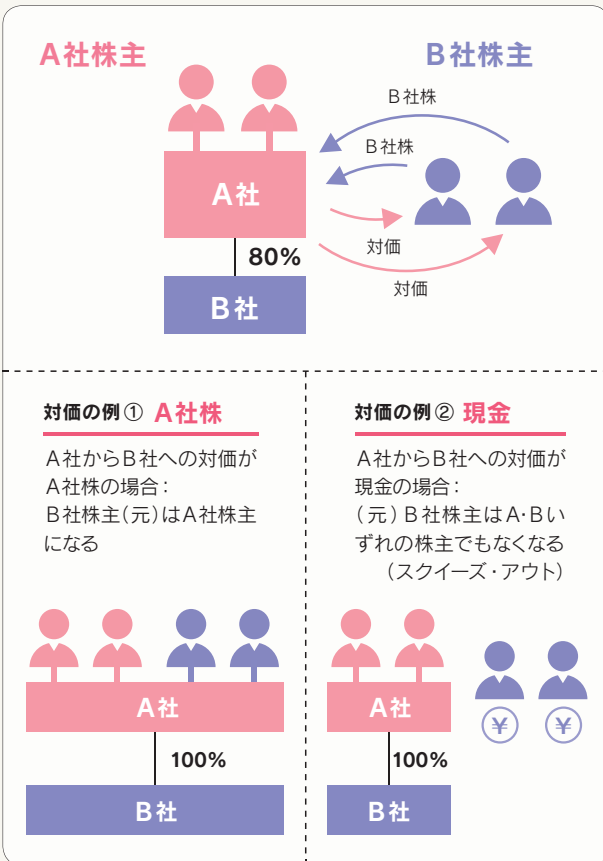
一方、「普通決議」の「必要賛成数」は、出席した株主の議決権の過半数です。先ほどの例でAさんとBさんの双方が出席した場合、Bさんの議決権がなければ過半数に達せず、逆にBさんの賛成さえあれば、決議がされるということになります。

「特別決議」では、この要件が重くなります。会社法上特別決議が求められるのは、定款の変更や合併・会社分割など、株主の地位に重大な影響を与えるものです。そこで議決権を行使することができる株主の過半数が出席し（定足数）、かつ、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要である（必要賛成数）とされています。

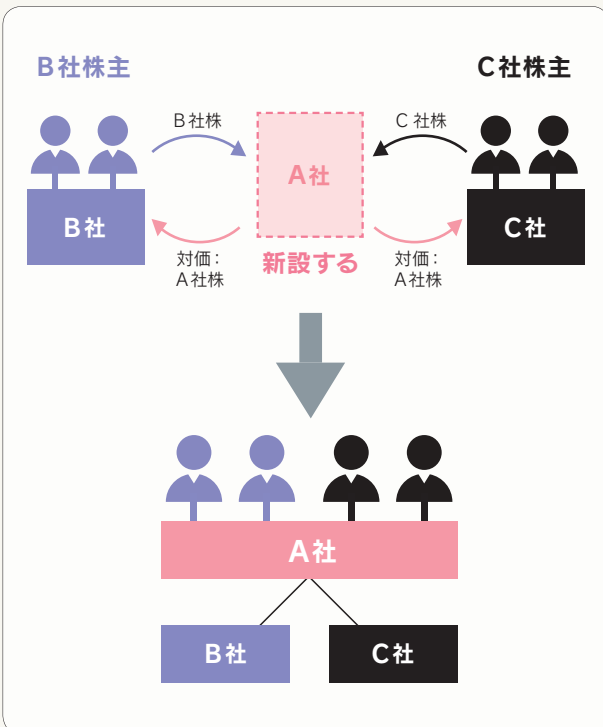
なお、以上の要件は、一部定款で変えることも可能です。

またごく一部の事項に、特別決議よりも厳重な要件が要求される「特殊決議」というものもあります。

1 株式交換のイメージ



2 株式移転のイメージ (複数の会社をホールディング制にする場合)



1. 株式交換とは、会社が発行している株式の全部を、ほかの会社を取得させることです。ある会社を一〇〇%子会社にしたいときに使われます(図表1)。

たとえば、A社が自社の八〇%子会社

社であるB社を、一〇〇%子会社にしたいと考えているとします。

B社の株式をA社と株式交換すると、B社の株式をA社が全部取得して、A社は、B社のほかの株主に対し、B社の株式を交付してもらった対価として自社株式を交付することができます。そうしますと、B社のもともとの株主は、B社の株式を失う代わりにA社の株式を得ることになり、A社の株主となります。その結果、A社はB社の一〇〇%株主、一〇〇%親会社になるわけです。

A社がB社の一〇〇%親会社になるには、単にB社のほかの株主から株式

を買い取る方法もありますが、この方法は多額の購入資金が必要です。株式交換であれば、現金がなくとも自社株を交付することでB社の株を入手することができます。

また、株式買い取りの場合は一人でも反対の株主がいると一〇〇%親会社になることはできませんが、株式交換であれば、株主総会の特別決議が通りさえすれば、一部に反対の株主がいても強行できるのです。なお、A社が交付する対価が現金の場合、B社の元株主は現金を得て株主の地位を全く失うこととなります。これを「スクイーズ・アウト」「キャッシュ・アウト」とい

ます。詳しくは、CHAPTER3で説明します。

株式移転

株式移転とは、会社が発行している株式の全部を、新たに設立する会社を取得させることです。株式を取得させる会社を新たに設立するという点ですが、株式交換との違いです(図表2)。

ホールディング・カンパニーを作るなどによく使われます。既存の一社の持ち株会社を作るだけでなく、複数の会社をまとめてホールディング・カンパニーを作ることができます。

2014年に 何が変わったのか

2014年の会社法改正では、2005年の制定時の大幅な規制緩和から一転、時勢の流れを受けて若干の揺り戻しがされました。中でも注目されているのが、①コーポレート・ガバナンスの強化、②親子会社関係の規律、および③M&A関連の改正です。

二〇一四年改正の概要

■コーポレート・ガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンス関係では、主に①社外取締役の設置、②社外取締役の要件の見直し、③監査等委員会設置会社制度の創設がありました。

①社外取締役の設置

取締役には広範囲な権限があり、これを利用して自己の利益のみを追求したり、少数株主などのステークホルダーの利益を侵害したりすることが可能な場合もあります。そこで取締役会が各取締役を監督する必要があるが、その構成員が従業員出身では、やはり監視が甘くなりがちです。そこで社外から取締役を呼び寄せて、経営の内部から適切な監視を行う体制にすべきだ、というのが、社外取締役設置の主な趣旨です。

「社外」の人とはいつでも取締役にあり、経営判断に参加することができ、会社と利害関係の少ない公正な人が経営に参画することで、内側から会社のガバナンスを効かせることができ、非常にも有効な存在であると考えられています。

では、社外取締役を置くことについて、どのように定めるべきでしょうか。一つは単純に、社外取締役を設置する

ことを義務にしてしまう方法です。しかし経済界の反対もあり、結果として義務化は見送られました。最終的に採用されたのが、社外取締役を設置しない場合、会社は「社外取締役を置くことが相当でない理由」を開示しなければならない、という規制です。

具体的には、上場企業等が社外取締役を設置しない場合、事業報告に「相当でない理由」を記載し、かつ、株主総会で取締役が口頭で説明しなければなりません。また、取締役選任議案があるにもかかわらず社外取締役が候補者となっていない場合は、参考書類（議案の内容を説明する書類。一定の要件を満たす会社において招集通知と一緒に送付される）にも「相当でない理由」を記載する必要があります。

注視すべきは、社外取締役を「置かないことが相当である理由」ではなく、「置くことが相当でない理由」を記載することです。「置かないことが相当である理由」であれば、意思決定の機動性が欠けるとか、適切な人材がいななどの理由付けができそうですが、社外取締役がいることでかえって不都合が生じる理由を述べなくてはなりません。当然、そんなことは書きようがないため、実質的には社外取締役の設置が義務になったのも同然だといわれています。

②社外取締役の要件の見直し

改正前は主に、自社または子会社の出身者等ではないことが求められていました。しかし、子会社出身の者が「社内」の人間だというなら、親会社や兄弟会社の出身者と同じです。また、近親者も、やはり「社外」の人とはいえないでしょう。改正では、親会社・兄弟会社の関係者と取締役等の近親者も、「社外」の人とはならないこととされました。

なお審議の際は、重要な取引先の人も「社外」とはいえないのではないかと問題提起もありましたが、今回の改正では社外取締役の要件とすることは見送られました。

③監査等委員会設置会社制度の創設

会社法ではもともと委員会設置会社という機関設計が可能でした。これは二〇〇二年に導入されたもので、監査役を置く必要がなく、取締役で構成される委員会が経営のチェック機能を果たすというものです。「コラム④」。しかし、取締役の指名や取締役の報酬について社外の取締役が主導権を握ることに抵抗感があり、導入後も委員会設置会社の普及は進みませんでした。

そこで今回の改正では、新たな機関設計として監査等委員会設置会社を採用しました。これは監査役を置かず、代わりに監査等委員会が取締役の監査

コラム 4 >>> 指名委員会等設置会社とは

指名委員会等設置会社には「指名委員会」「報酬委員会」「監査委員会」の3つの委員会があります。各委員会の取締役は、過半数が社外の人でなければなりません。指名委員会は取締役を指名し、報酬委員会は取締役の報酬を決定します。監査役設置会社では、取締役の選任の権限は株主総会にありますが、総会の議案を作るのは取締役会です。つまり株主総会では、取締役が作った選任議案に「賛成」するか「反対」するだけです。これに対し指名委員会は、候補者を決めるところから委員会が行います。指名について、圧倒的な主導権を持っているわけです。

また報酬についても、監査役設置会社では、報酬総額の上限は株主総会で決めますが、各取締役の個別の金額の決定を取締役に委ねることができます。他方、報酬委員会は、個別の金額も報酬委員会が決めます。

このように社外取締役の権限を大きくすることで、経営の内部からガバナンスを効かせる制度なのですが、その効力の大きさから、逆にわが国では導入が進みませんでした。そこで、そのためもう少し使いやすい委員会制度として採用されたのが、監査等委員会設置会社なのです。

等を行います。監査等委員会のメンバーは、過半数が社外取締役でなくてはなりません。
なお改正前の委員会設置会社も残っていますが、監査等委員会設置会社と区別するため、指名委員会等設置会社と呼ばれることになりました。
監査等委員会の権限の大きなものとして、株主総会で取締役の報酬等について意見を述べるができる、というものがあります。監査等委員会が直接取締役の報酬を決定するわけではなく、株主の集まる場で意見をされてし

まいますので、一定の抑止力があるといえます。
その他の権限は従来の監査役と似たものが多くあります。監査役と監査等委員会のものとも大きな違いは、社外取締役は取締役会において決議への投票権があることです。重要な経営に関する事項に対し独立した立場で直接賛否を表明できることから、非常に実効性のある監督機能になると考えられています。
■ 親子関係の規律
親子会社の根本的な問題点に、親会

社株主の保護が薄くなりがちなことがあります。たとえばホールディング制の場合、ホールディングはただの持ち株会社であり、子会社である事業会社から配当を受けるだけの立場です。そして実際に事業を行う各事業会社の株主は一〇〇%がホールディングです。そうすると一般投資家は、事業会社ではなくホールディングの株を所有することになります。
他方で、会社法では株主は会社の取締役の選任権を有する権利を持ち、その責任を追及することもできます。しかしホールディング制の下では、こういった株主の権限が直接及ぶのは親会社で、実際に事業を行う子会社である事業会社に対しては、直接権限を行使することができないのです(図表3)。そこでこのようなグループ会社のガバナンスを強化するため、いくつかの改正が加えられました。

① 多重代表訴訟

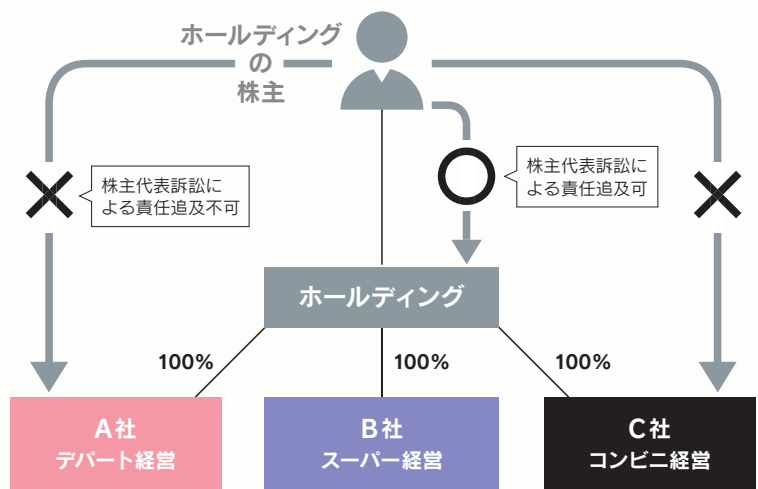
取締役や監査役は、会社に対して自

己の職務をきちんと遂行する義務を負います。これを怠って会社に損害を与えた場合などは、会社に対して個人的に損害を賠償しなければなりません。通常は会社とその取締役等に対して損害賠償請求をすることになりますが、会社がこれをしたときは、株主が直接裁判を起すことができます。これを株主代表訴訟といいます。

改正前は株主が訴訟を提起できるの

社株主の保護が薄くなりがちなことがあります。たとえばホールディング制の場合、ホールディングはただの持ち株会社であり、子会社である事業会社から配当を受けるだけの立場です。そして実際に事業を行う各事業会社の株主は一〇〇%がホールディングです。そうすると一般投資家は、事業会社ではなくホールディングの株を所有することになります。

3 ホールディング制の問題点 (2014年改正前)



は、株主となっている会社のみでした。したがって、ホールディング制を採用している会社で、子会社である事業会社の役員が親会社の役員と異なる場合、株主は子会社の役員の責任を追究できないことになります。そこで親会社の株主の保護という観点から、子会社の役員責任を追究できる「多重代表訴訟」が導入されました。ただし、多重代表訴訟を可能にすると、企業グループの経営の効率性を害する可能性があるほか、濫用の恐れも無視できません。そのため、多重代表訴訟の要件は、非常に限定されています。

その要件とは、訴えを提起できる株主の限定、追求できる責任の限定、責任追及できない場面の設定などです。詳細は省きますが、たとえば、株主の中でも持ち分割合が1%未満の株主は訴えを提起することができません。また、子会社の価値が親会社と比べて一定以上のものでなければならぬため、親会社自身が事業を行い資産を多く保有している場合は、訴訟を行うことはできません。

ごく限られた場面・株主にのみ可能な制度だといえるでしょう。

②グループ内部統制・親会社間取引の開示

たとえば、ある社員が会社のお金を横領したとします。その横領事件が取

締役のあずかり知らないところで行われた場合、取締役が個人的に責任を負うことはない、と考えるかもしれません。しかし、その社員だけが現金を管理しており、誰もそれをチェックしない体制になっていたらどうでしょう。そもそもそんな体制にしていた会社の仕組み、ひいては体制を作り上げたその取締役にも問題があるでしょう。

そこで会社法は、業務の適正を確保するため、内部統制について一定の規定を置いていきます。内部統制の仕組みを決めることができるのは取締役会です。そして、大会社または委員会設置会社は、会社法の定めた仕組みに関する事項を実際に決める義務があります。さらに会社がグループ会社の一部である場合、グループの内部統制についても決議事項の一つとなります。つまり、自社だけではなく、グループのこともガバナンスの一環とするということです。このグループガバナンスの規定が、改正前は会社法施行規則で定められていましたが、改正後は会社法本体に格上げされました。

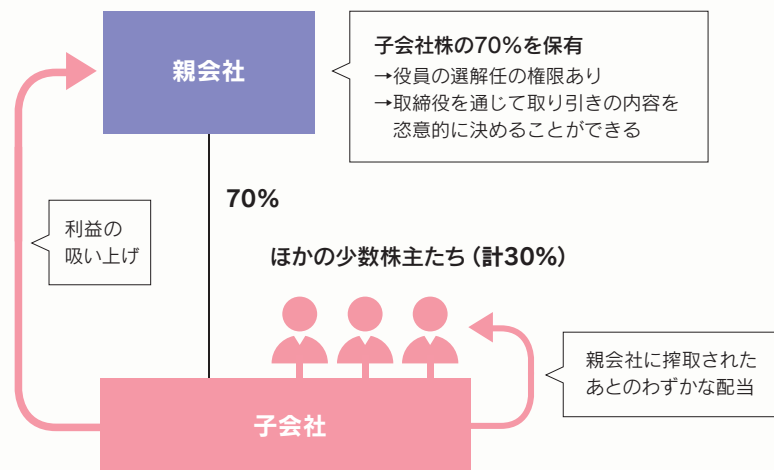
そもそも施行規則とは省令の一つで、国会ではなく内閣が決めるものです。憲法上、法律は国会が定めますが、法律についての詳細は内閣に委任することができ、それを省令といいます。会社法施行規則は「平成一八年二月七

日法律省令第二二号」です。したがって、施行規則よりも法律本体の方が「上位」、つまり改正などにも一層厳しい要件がかかるということです。この格上げもまた、親会社株主の保護の一環として定められました。

③親会社間取引の開示

グループ会社のガバナンスについて考えるとき、問題点は二つあります。一つは先述した親会社株主の保護です。他方、子会社株主の保護が問題になることもあります。子会社が一〇〇%子会社ではない場合、子会社の株主は、親会社のほかにもいることになります（図表4）。しかし親会社にとってのみ有利な契約を子会社と結び、利益を吸い上げるなど、その強い権限を利用して子会社から搾取することもあり得ます。こういった行為を防ぐため、親会社等との取引引きがある場合、会社は自社の利益を害さないように留意した事項などを、事業報告に記

4 子会社株主保護の必要性



載しなければならないものとされまし
た。このような情報開示により、間接的に子会社の株主の利益を保護しよう
というものです。

■ M & A 関連の改正

① スクイーズ・アウト(キャッシュ・アウト)とは

スクイーズ・アウトという言葉は、少数株主を排除して一〇〇%親子会社

を創設する場合などに使います。たとえば、親会社が九〇%の株を保有する会社があるとしても、九〇%の株を保有していれば、会社における重要な意思決定はほとんどできてしまいますが、それでも、残りの一〇%の株主のために株主総会の招集通知を出さなければならなかったり、法定書類の閲覧請求に応えなければならなかったりします。

また、株主全員の同意がなければできない手続きも存在します。そこで機動的な会社経営のために、少数株主を排除して一〇〇%の株式を取得することが要請されますが、これを、一般的にスクイーズ・アウトといいます。また、この場合少数株主には、株主から排除する対価として現金を交付することがあり、そういった場合にはキャッシュ・アウトということもあります。

会社法改正以前は、キャッシュ・アウトの方法として、主に①現金を対価とする組織再編、②全部取得条項付種類株式の取得、③株式併合がありました。しかし③の方法は、少数株主を保護するための制度が少なく適切でないことから実務ではあまり用いられず、①と②の方法のうち、税法上有利な②が一般的に用いられてきました。とはいっても、②を行うには株主総会の特別

決議が必要です。株主総会の開催は時間もコストもかかり、会社にとって負担が大きいと指摘されてきました。

②特別支配株主による株式等売渡請求
そこで改正では、②より簡易な手続きとして、「特別支配株主による株式等売渡請求」の制度が設けられました。これは、株式の議決権の九〇%以上を持つ特別支配株主が、他の少数株主等に対して、その株式を売り渡すことを請求できる制度です。この制度では株主総会決議が不要であり、スケジュールが短縮できます。

一方で、このように簡単に決められてしまうと、キャッシュ・アウトされる少数株主に不利益が生じる可能性があります。そこで会社法は、少数株主による差止請求や、売買価格の決定の申し立ての制度も置くこととしています。価格決定の申し立てとは、会社から支払われる株式の対価の額に不満があるときは、裁判所に訴え出て、適正な価額を決めてもらうことができる制度です。

③株式併合の手続き
これまでは会社が株式併合を行って株主に現金を交付した場合、株主がその額に不満を持って、これを争うための制度がありませんでした。これはあまりにキャッシュ・アウトされる株

主に不利益となる可能性があり、半面、会社にとつてもちに株式併合が無効とされる危険性があつたため、実務では株式併合はあまり使われてきませんでした。

今回の改正では、少数株主の救済方法として、差止請求と株式買取請求権を創設しました。株主は、株式併合の内容が不当であると考えた場合は、差止めの請求や、株式の買い取りの請求ができ、さらに株の対価の額を争うことが可能となりました。また、株式併合の際には、株主等に対して通知や公告をしなければならぬとされた上、事前備置手続と事後備置手続が整備されました。備置手続とは、必要な書類を会社に備え置いておいて、株主

が閲覧できるようにしておくことで、これにより株主は、株式併合に関する情報を入手できるようになりました。

■おわりに

これらの改正は、非上場会社や中小会社にとっては、直接影響するものは少ないかもしれませんが、時勢の流れとして、法の求める方向性をつかむことは、今後の経営方針を決めるためにも重要であると思われまふ。

このほかにも細かな改正がいくつかありますので、業務の関連の必要など加味して、参考文献「コラム⑤」に当たるなどしてみて下さい。

コラム ⑤ >>> 参考文献一覧

●会社法全般を知る

江頭憲治郎 著『株式会社法〔第6版〕』
(有斐閣、2015)

全実務家の必携の書。閉鎖型の会社に関する記述が詳しく、中小企業にとって実際的な内容となっています。

高田剛・鄭一志・北口建 著
『非公開会社のためのやさしい会社法』
(商事法務、2015)

主に非公開会社の担当者を対象とした会社法の概要本。2014年改正にも対応しています。

●2014年改正を知る

岩原紳作・神田秀樹・野村修也 編
『平成26年会社法改正～会社実務における影響と判例の読み方』
(有斐閣、2015)

法務省法制審議会の部会長を務め、直接立法に関与した岩原紳作東京大学教授を中心に、審議の過程も踏まえて解説したものです。